

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B県B市所在の会社Cに配属され、外勤営業職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、軽自動車を運転して通勤途中、後続車に追突され負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。

請求人は、同日、D接骨院及びEクリニックに受診し「頸椎捻挫」と診断された。以後、複数の医療機関において通院による療養を継続したが、同年〇月〇日にF医院に受診し「左眼網膜出血、両眼黄斑浮腫疑、調節衰弱」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件通勤災害によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、療養給付については、本件傷病は本件通勤災害に起因するものとは認められないとして、また、休業給付については、既に会社から休業期間中の賃金が支払われているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に療養給付に係る不支給決定処分を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が本件通勤災害に起因するものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件通勤災害発生後2か月経過した後に、両目のかすみと右側を見ると違和感があることからF医院に受診したもので、本件傷病による症状は本件通勤災害発生前にはなかった異常であり、本件通勤災害が原因である旨主張する。

(2) 請求人が自訴するかすみ目に関して、主治医であるG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「かすみに対しては調整衰弱を疑い、サンコバ点眼液(ビタミンB2)を処方した。」、「交通事故(本件通勤災害)との因果関係は明らかではない。(請求人は)当時は51歳であり、老眼による要素も大きいと考えられる。」と述べている。H医師は、平成〇年〇月〇日の労働基準監督署担当官との面談において、かすみ目に関しては申述していないものの、請求人に発症した障害状況について、「事故の影響というのは心因性のものもあって、最終的に主治医の因果関係は不明という回答はやむを得ないものと思われるが、加齢要素強く交通外傷との因果関係は認められないとする判断が妥当である。」と意見している。

(3) 上記2名の医師の意見を踏まえ、当審査会においても、本件通勤災害の発生状況、当初の傷病の状態など改めて本件一件記録を精査したが、決定書理由第2の2(2)アに説示のとおり、両医師の意見は妥当であって、本件通勤災害と本件傷病との間には相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件傷病は本件通勤災害によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。